

社会福祉法人 永世会
愛生苑短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人永世会が開設する愛生苑短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員、看護職員等が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）となった高齢者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、適正な短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

3 短期入所生活介護〔予防短期入所生活介護〕の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 愛生苑短期入所生活介護事業所
- 二 所在地 香川県坂出市西庄町79番地1

(人員の兼務及び設備の共用)

第4条 本事業所と特別養護老人ホームは、併設により、人員の兼務及び設備の共用とする。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名（非常勤）
医師は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための措置をとらなければならない。
- 三 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じ必要な助言、援助を行う。
- 四 介護職員又は看護職員 常勤換算24名以上
介護職員は、短期入所生活介護の提供に当たる。看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し健康保持のための適切な措置を行う。
- 五 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

六 栄養士 1名以上

栄養士は、献立表を作成、給食材料の購入計画、栄養量計算及び給食記録を行う。

七 歯科衛生士 1名以上

口腔ケア、口腔衛生管理に係る技術的助言や指導に当たる

(短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- 一 利用者定員 20名

(短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
二 食事の提供
三 機能訓練
四 健康管理
五 相談及び援助
六 その他のサービスの提供（レクリエーション行事等）

2 利用料その他の費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合とする。

(※厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示すること)

3 事業者は前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- 一 第8条に定める通常の事業の実施地域における入退所送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く） 片道1,840円
- 二 利用者の希望による外出等送迎（付添職員1名につき）及び第8条に定める通常の事業の実施地域を超えた場合の入退所送迎（2kmを超える場合）
- | | |
|---------------|----------|
| 5kmまで | 片道500円 |
| 5kmを超え10kmまで | 片道1,000円 |
| 10kmを超え20kmまで | 片道2,000円 |
- 三 滞在費
- | | |
|-----|----------|
| 個室 | 1,209円/日 |
| 多床室 | 882円/日 |
- 四 食費 1,580円/日（朝食330円 昼食650円 夕食600円）
- 五 理美容費 実費
- 六 電化製品持込費 テレビ・冷蔵庫等1製品 500円/月
- 七 テレビ貸出費 30円/日
- 八 レクリエーション参加費、喫茶利用費、クラブ材料費など 実費
- 九 口腔ケアに必要な歯ブラシなどの物品 実費
- 十 キャンセル料 定められた時間までにキャンセルの連絡がない場合の食事代
- | | |
|----|------------------------|
| 朝食 | 前日20時以降のキャンセルについては330円 |
| 昼食 | 当日9時以降のキャンセルについては650円 |
| 夕食 | 当日15時以降のキャンセルについては600円 |
- 十一 前各号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるもの 実費
- 十二 介護保険申請中に利用し、認定の結果が非該当（自立）となった場合 要支援1の10割負担額

4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たってはあらかじめ、利用者又は家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得なければならない。また、前項の費用

の額に変更がある場合は、文書又は電磁的方法（電子メール等）にて対応することができる。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、坂出市（島しょ部除く）、宇多津町とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦に努めるものとする。

- 一 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。
- 二 建物・備品のその他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
- 三 喧嘩・口論または暴行等、他人の迷惑になることをしない。

（身体的拘束等の適正化）

第10条 従業者は、短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 事業所の従業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な処置を講じる。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画をたてておくとともに非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止）

第15条 事業所は、短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲

用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報する。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するための事項）

第17条 介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。

（その他運営についての留意事項）

第18条 事業者は、利用定員数以上の利用者に事業を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

- 2 事業所は、第5条に定める短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切な短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人永世会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

改正

この規程は平成14年4月1日から施行する。

この規程は平成15年6月1日から施行する。
この規程は平成16年4月1日から施行する。
この規程は平成17年10月1日から施行する。
この規程は平成18年4月1日から施行する。
この規程は平成18年7月1日から施行する。
この規程は平成19年11月1日から施行する。
この規程は平成21年10月1日から施行する。
この規程は平成24年2月1日から施行する。
この規程は平成24年11月1日から施行する。
この規程は平成25年7月1日から施行する。
この規程は平成25年10月1日から施行する。
この規程は平成26年1月1日から施行する。
この規程は平成26年4月1日から施行する。
この規程は平成27年4月1日から施行する。
この規程は平成27年8月1日から施行する。
この規程は平成28年4月1日から施行する。
この規程は平成29年4月1日から施行する。
この規程は平成30年4月1日から施行する。
この規程は平成30年6月1日から施行する。
この規程は令和元年10月1日から施行する。
この規程は令和3年4月1日から施行する。
この規程は令和3年8月1日から施行する。
この規程は令和6年4月1日から施行する。